

ウェルビーサービス付帯商品 **搭乗者傷害保険**

Well Drive

貴社の自動車保険を見直しませんか？

交通事故による10万人あたりの死者数が、アジア域内でワースト4位(WHO2018年発表資料)のインドですが、

- 1 社員ご利用の自動車保険内容は把握していますか？
- 2 リース車両の保険内容、契約内容は把握していますか？
- 3 取引先、出張者、家族が交通事故に遭ったらどうしますか？
- 4 交通事故が起きたら病院手配、治療フォローは万全ですか？

搭乗者に特化した補償

車両・第三者賠償も重要ですが、駐在員が直接関係するのは搭乗者への補償。



医療アシスタンス

ご加入の自動車に搭乗中の事故であれば、駐在員・出張者・お客さま・ご家族・現地スタッフ等、会員・非会員を問わず、ウェルビーの医療サービスを提供します。



ホットライン

日本語/英語対応のウェルビー アラームセンターで、24時間365日の事故受付。



補償内容	プラン	A	B	C	Z
	補償内容 (1座席1事故に対する限度額)				
傷害死亡・後遺障害		10,000,000	6,000,000	3,000,000	1,000,000
傷害治療費用		200,000			
1日当たりの入院手当 (最大180日)		2,500			
<搭乗者> 年間保険料(1座席)		6,700	3,370	1,840	1,148

法定座席数別の年間保険料(INR) 例

法定座席数 (運転手含む)	プラン	A (運転手なし)	B (運転手なし)	C (運転手なし)
5		26,800	13,480	7,360
6		33,500	16,850	9,200
7		40,200	20,220	11,040
8		46,900	23,590	12,880

- ・別途GST(18%)が加算されます。
- ・全座席(運転手席を除く)加入が条件となります。
- ・Zプランは10座席以上の車両が対象となります。保険料は営業スタッフにご確認ください。
- ・運転手はZプランのみ加入できます。

傷害死亡・後遺障害

搭乗者・運転手が不慮の事故により365日以内に亡くなられた、もしくは後遺障害を被った場合にお支払します。



傷害治療費用

保険対象の車両に搭乗中の事故で入院した場合、事故日から365日を限度にお支払します。また、ウェルビー提携病院を利用することで、キャッシュレスで治療を受けられます。



入院手当

搭乗者・運転手が傷害を被って入院した場合、入院日から180日を限度にお支払します。



ご利用の流れ

交通事故が発生



警察・救急に通報



ウェルビー アラームセンターへ連絡
24時間365日(日本語・英語対応)

以下の情報をお伝え下さい

1. Well Drive 付保自動車であること
2. 車両番号 (ナンバープレート)
3. 企業名・自動車の情報
4. 事故状況 (受傷者名、人数)
5. 折り返し電話番号



ウェルビー インドの
サポートスタッフより折返しご連絡

状況に合わせた病院をご案内



治療・入院・搬送のサポート



保険金請求のサポート

事故状況に応じて煩雑な手続きを ウェルビースタッフが全面サポート

ステッカー

事故時のスムーズな対応のため、ステッカーをお配りします



表



裏

安心のサポート

ウェルビー メディックサービスの会員・非会員に関わらず、搭乗者に対して交通事故時の医療サポートを提供



病院手配・サポートスタッフ派遣・
デポジット補償



重傷時の緊急搬送
(国内・シンガポール・タイ・日本など)



日本人医師による重症時のオン
ライン医療相談(無料)



死亡時の対応
(遺体搬送・現地火葬・ご遺族対応)



加入保険の請求サポート
(健康保険、生命保険などへの提出書
類の取付け)

注意事項

- ・病院のご予約、治療費用の担保は、ウェルビー提携病院受診時に限ります。
- ・事故発生地および状況により、電話での対応となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご加入の際、ご提示いただく書類

- ① 加入申込書
- ② 車両証明コピー
- ③ リース契約書コピー (リース車のみ)

ご契約内容の変更

- ① 車両入替
- ② 途中解約

保険始期日について

保険始期日：毎月**1日**または**15日**

	1日開始	15日開始
各書類提出	前月15日	前月末日
保険料支払	前月末日	当月14日

※締切日が休祭日の場合は直前の営業日が締切日となります。

例)

12月1日始期の保険に加入する場合
各書類提出期限 → 11月15日
保険料振込期限 → 11月30日

12月15日始期の保険に加入する場合
各書類提出期限 → 11月30日
保険料振込期限 → 12月14日

主な免責事由

次のような要因により生じた事故や費用については、本保険の対象外となり保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者が搭乗者を故意に殺害、傷害を負わせた場合
- ・搭乗者(運転手含む)の故意犯罪、自殺または故意によって傷害を負った場合の傷害
- ・運転手の酩酊、麻薬規制薬物の服用、吸引注射による影響下にある場合の傷害
- ・搭乗者がインド国外に滞在中に発生した事故
- ・搭乗者が事故以前から有する後遺症について
- ・運転手が飲酒運転、法的に有効な運転免許証を有さず運転、或いは法的に有効な車両証明を有さない自動車の運転によって引き起こされた傷害
- ・保険に加入していない車両で発生した傷害
- ・戦争、軍事行為、暴動、テロ活動域の武装反乱による傷害
- ・核による爆発、放射、或いは汚染による傷害
- ・搭乗者の犯罪行為又は闘争行為による傷害
- ・運転手の脳疾患、疾病または心神喪失による傷害
- ・運転手の妊娠、出産、早産または流産による傷害
- ・地震、噴火、津波に起因する事故
- ・被保険者のその他の故意、重大な過失により引き起こされた事故

保険内容はすべて証券約款に準じます。

日本語概要パンフレットは参考までにご利用ください。